

【学生・保護者の皆様へ】

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

新型コロナウイルスの影響によりアルバイト等を休業させられ、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、ご本人からの申請により支援金・給付金を受けることができます。

### <支援金・給付金の概要>

○新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により支援金・給付金を給付し、失業の予防を図るもの。

○具体的には、主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給するもの。

- (1) 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主に雇用される労働者
- (2) その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

詳しくは以下を参照してください。

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省ホームページ）

（<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>）

・（概要）新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（厚生労働省ホームページ）（<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000646900.pdf>）

**※該当する学生は、ホームページを開いて内容をよく読み、申請手続きをしてください。**

お問い合わせは厚生労働省・都道府県労働局

■給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター

電話 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15